

第 5456 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月25日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 包括遺贈と相次相続控除

Q : 昨年、伯父が亡くなり、今年には伯母が亡くなりました。伯父と伯母には子供がおらず、私と弟が遺言により全ての財産を相続することになりました。伯母は伯父の相続のときに多額の相続税を払ったと言っていますが、私たちは今回の相続で相次相続控除を受けることはできるのでしょうか？

A : 包括遺贈の場合は相次相続控除の適用を受けることができません。

【解説】

相次相続控除とは、二次相続に係る被相続人が二次相続の開始前10年以内に開始した相続(一次相続)に係る相続税額を負担しているときは、二次相続に係る相続人は一定の割合を乗じて算出した金額を二次相続の相続税額から控除してくれるという制度ですが、この制度は、遺贈により財産を取得した相続人も対象になることとされています。

ところで、民法では「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する」と規定していることから、相続税法の「相続人」には、包括受遺者も含まれるのではと思われるかもしれませんが、相続税法の規定の中には「相続人」に包括受遺者を含む旨を規定しているものもあれば、そうならないものもあります。したがって、相続税法では「相続人」と「包括受遺者」を別に扱っているものと考えられますことから、相続人でない者が包括受遺者となる者が遺贈により財産を取得する場合には、相次相続控除の適用はないこととなります。

